

## 高年齢者雇用促進

工事名： \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_

高年齢者の雇用	<p>次のいずれかにおいて、入札公告の前日に市内在住の高年齢者を雇用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市内に所在する建設業法に基づく許可を得た本店</li><li>(2) 市内に所在する建設業法に基づく許可を得た営業所</li><li>(3) 市内に所在する工場</li></ul> <p>なお、高年齢者とは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条に定める「高年齢者雇用確保措置」を講じなければならない年齢（「65歳」）以上の者をいう。</p>
高年齢者の雇用状況の詳細	<p>勤務している本店、支店、営業所、工場の名称：</p> <p>上記の所在地：袖ヶ浦市〇〇 〇〇番地</p> <p>高年齢者の雇用の証明：雇用、年齢及び市内在住を証明できる書類を提出する。</p> <p><b>【証明資料の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 雇用を証明する資料<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳等の写し</li></ul></li><li>② 年齢を証明する資料<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証、被保険者標準報酬決定通知書等の写し</li></ul></li><li>③ 市内在住を証明する資料<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証、住民票（発行日から3か月以内）等の写し</li></ul></li></ul>

証明に不必要な部分を消去する。（塗り潰すなど）